

| 第3章 |  
基本方針

03



# 03

| 第3章 |

## 基本方針

### 基本理念

若者から「選ばれる」、  
魅力ある農林業・暮らしやすい  
農山村の実現を目指します。



### 基本目標

農林業の生産性向上等により  
産地の維持・拡大を実現する



産地対策

多様な住民が活躍し、支えあう  
持続可能な集落を実現する



集落対策

を、車の両輪として施策を展開し、地域の雇用と所得を確保します。



### 産地対策

次代につなげる  
活力ある  
農林業産地の振興

スマート農林業の導入、生産基盤整備の加速化等を通じて、生産性の高い産地の育成と所得の向上を図り、「産地ぐるみ」で若者を留める、呼び込む、呼び戻す流れを強化します。

### 集落対策

多様な住民の活躍  
による農山村集落の  
維持・活性化

農山村の魅力や生活関連情報の発信等により、「集落ぐるみ」で、移住・定住と関係人口の拡大を図るとともに、地域ビジネスの展開等により農山村地域全体で稼ぐ取組を推進します。

若者  
多様な担い手



車の両輪

農林業を通じた  
地域の雇用と所得の確保

# 本県が目指す農林業・農山村の将来の姿

## 農林業

### 農業

農家戸数並びに農業就業人口の減少が避けられない状況の中、令和12年には経営耕地面積の82%を認定農業者や認定新規就農者<sup>※1</sup>、集落営農組織<sup>※2</sup>などの「産業の担い手」が担う農業構造を目指します。

### 農業所得

令和7年において、本県の認定農業者の平均農業所得を、スマート農業の導入等による経営規模の拡大、多収化、コスト縮減やブランド力強化などに取り組むことにより、全国の主業農家の平均農業所得以上の水準まで引き上げます。

### 産業の担い手

認定農業者数を維持するとともに、農家子弟をはじめ県内外から広く意欲ある新規就農・就業者を確保することで、令和12年に「産業の担い手」を6,190経営体確保します。

(単位:経営体, ha)

		令和2年	令和7年	令和12年
産業の担い手	経営体(組織)数	6,245	6,325	6,190
	経営耕地面積	19,180	21,600	24,700
認定農業者	経営体数	5,500	5,500	5,500
	経営耕地面積	17,500	19,800	22,600
個別経営体	経営体数	5,000	4,750	4,500
	経営耕地面積	13,500	13,800	13,800
法人経営体	経営体数	500	750	1,000
	経営耕地面積	4,000	6,000	8,800
認定新規就農者	経営体数	200	425	425
	経営耕地面積	200	400	400
集落営農組織	組織数	45	50	65
	経営耕地面積	480	700	1,300
基本構想水準到達者 <sup>※3</sup>	経営体数	500	350	200
	経営耕地面積	1,000	700	400

### 販売農家等

新規自営就農者の確保、農山村地域への移住者の増大などにより、総農家数、販売農家戸数の減少を抑制します。

(単位:戸数)

	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年
総農家戸数	38,745	33,802	32,500	31,100	29,900
販売農家戸数	24,887	21,304	19,300	17,800	16,500

※1 認定新規就農者 農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村から青年等就農計画の認定を受けた新規就農者。  
 ※2 集落営農組織 集落を基本的な単位として、規約等を定め、経理を一元化し、共同で農業経営を行う任意組織。  
 ※3 基本構想水準到達者 農業経営基盤強化法に基づき市町村が策定した基本構想で定める所得・労働時間の目標水準に達している農業者（認定農業者を除く）。

## 経営耕地面積

農家戸数が減少する中で、人・農地プランの実質化と作付計画との連動並びに荒廃農地の再生などにより、令和12年に経営耕地面積30,000haを確保します。

(単位:ha)

	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年
経営耕地面積(総農家)	33,499	30,506	29,000	29,500	30,000
経営耕地面積(販売農家)	31,010	28,285	26,600	27,100	27,600

## 林業

令和12年に循環利用する森林を60,000ha確保し、計画的な路網整備<sup>※1</sup>、高性能林業機械<sup>※2</sup>の活用促進等により木材生産量の増大を図り、林業事業体の経営改善を進めることで、林業専門作業員数を420人とし、平均年収520万円を確保します。

## 林業専門作業員数

森林の整備、木材生産に必要な林業専門作業員については、年収の向上等の労働条件を改善することで、令和12年には420人を確保します。

(単位:人)

	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年
林業専門作業員数	275	351	360	400	420

## 森林面積(民有林)

主伐後の再造林を推進することにより、森林の機能を維持します。森林の持つ多面的機能を発揮しながら、再生可能な資源である木材を永続的に生産できるよう森林を整備します。

(単位:ha)

	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年
人工林面積(スギ、ヒノキ)	88,393	88,584	88,538	88,538	88,538
整備された森林面積	39,400	46,492	53,250	60,000	60,000

## 農山村

将来にわたり、農山村集落の機能を維持・発揮させるため、移住・定住及び関係人口を拡大するとともに、農山村地域全体で稼ぐ取組を推進し、令和12年に農山村集落を現状と同じ2,927集落確保します。

※1 路網整備 森林施業の効率化等を図るため、林道等(車道)と森林作業道を適切に組み合わせた道路のネットワークを整備すること。  
※2 高性能林業機械 作業の効率化や労働強度の軽減等の面で優れた性能をもつ林業機械。2つ以上の仕事を一つの工程でできる機械。

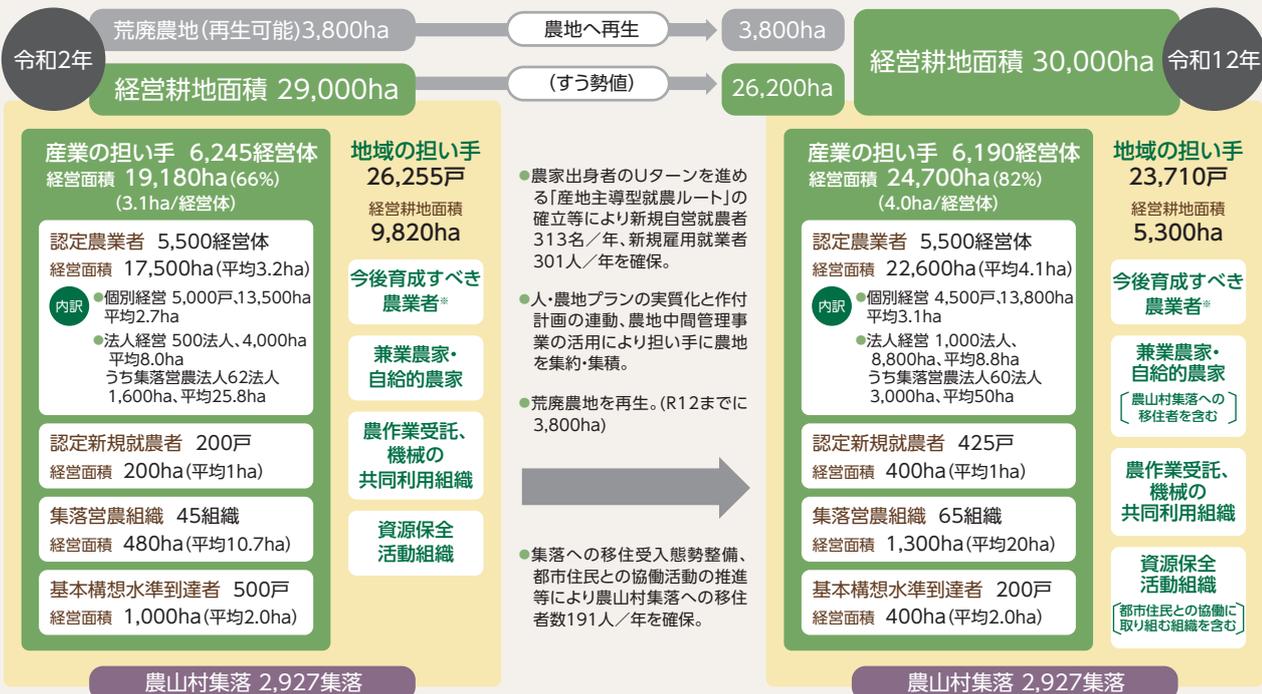
## 農業構造の展望（令和12年）

農林業産地の振興に向けた施策（産地対策）と農山村集落の維持・活性化に向けた施策（集落対策）を車の両輪で推進し、

人については、●認定農業者等の「産地の担い手」の収益性向上と新規自営就農者の増大により、認定農業者5,500経営体（R2と同水準）、うち農業法人1,000法人（R2の2倍の水準）を確保します。

●兼業農家や移住者等の「地域の担い手」が活躍し、暮らしやすい環境を整備し、農山村集落数2,927集落（H30と同水準）を確保します。

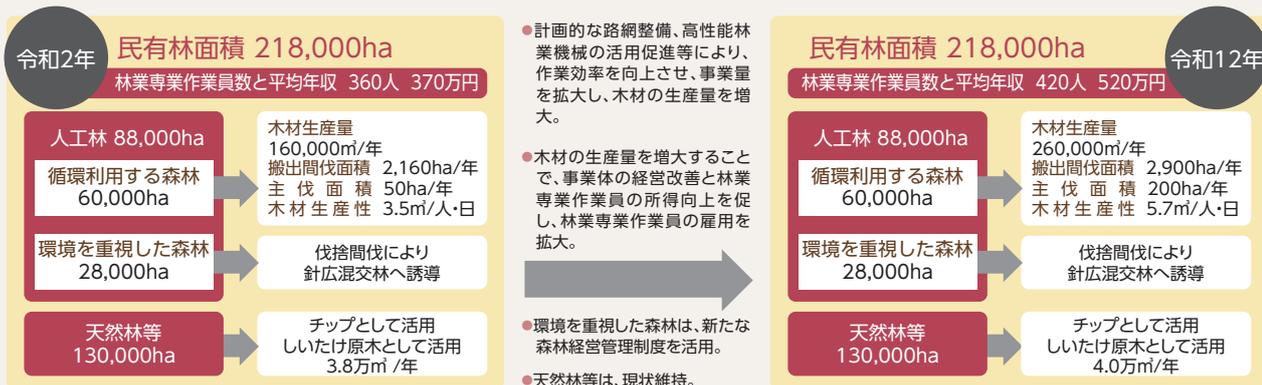
農地については、●経営耕地面積が近年のすう勢ではR2からR12にかけて2,800ha減少すると見込まれる中で、荒廃農地を3,800ha再生し、30,000ha（R2から1,000ha増、H27と同水準）を確保します。



※「今後育成すべき農業者」は、認定農業者や基本構想水準到達者、認定新規就農者以外で、新規就農者、産地計画の構成員、定年帰農者など、市町が地域農業の担い手として認めた農業者

## 林業構造の展望（令和12年）

計画的な路網整備、高性能林業機械の活用促進等により木材生産性を向上させ、林業専業作業員数を420人、平均年収520万円を確保します。



## SDGs (持続可能な開発目標) への対応

SDGs (Sustainable Development Goals) は、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、開発途上国のみならず先進国を含む国際社会全体の目標として、経済・社会・環境の諸問題を統合的に解決することを目指しています。

本県においても、このSDGsの理念を踏まえながら各取組を推進し、県民の皆様が安心して暮らせるような、持続可能なまちづくりと地域活性化を実現していくとともに、国際社会の一員として、SDGsの達成に貢献していくこととしています。

なお、本計画に掲げる施策とSDGsの目標との関連は以下のとおりです。

### 「第3期ながさき農林業・農山村活性化計画」とSDGs (持続可能な開発目標) との関連

17の目標	貧困	飢餓	保健	教育	ジェンダー	水・衛生	エネルギー	経済成長と雇用	インフラ、産業化、イノベーション
	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう
展開方向									
I-1 次代を支える農林業の担い手の確保・育成				○	○			○	
I-2 生産性の高い農林業産地の育成		○					○	○	○
I-3 産地の維持・拡大に必要な生産基盤、加工・流通・販売対策の強化								○	
II-1 農山村集落に人を呼び込む仕組みづくり									○
II-2 農山村地域全体で稼ぐ仕組みづくり								○	

17の目標	不平等	持続可能な都市	持続可能な生産と消費	気候変動	海洋資源	陸上資源	平和	実施手段
	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくって責任、つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナシップで目標を達成しよう
展開方向								
I-1 次代を支える農林業の担い手の確保・育成	○					○		
I-2 生産性の高い農林業産地の育成				○		○		
I-3 産地の維持・拡大に必要な生産基盤、加工・流通・販売対策の強化			○					
II-1 農山村集落に人を呼び込む仕組みづくり		○		○		○		
II-2 農山村地域全体で稼ぐ仕組みづくり								